

知事部局・教育委員会・警察本部

1 行政職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	861	12.2	主事	706	2,546	36.1	役付以外
				技師	152			
				その他	3			
				計	861			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	760	10.8	主事	463	2,546	36.1	役付以外
				技師	287			
				学芸員	5			
				その他	5			
				計	760			
3 級	1 主任の職務 2 係長の職務	1,326	18.8	主任	893	2,024	28.7	係長級
				副主査	25			
				その他（役付以外）	7			
				係長	267			
				副主査	99			
				専門員	19			
				講師	8			
				主計員	5			
				その他（係長級）	3			
				計	1,326			
4 級	困難な業務を処理する係長の職務	1,623	23.0	係長	1,455	2,024	28.7	係長級
				専門員	42			
				講師	29			
				事務長	15			
				指導主事	13			
				専門技術指導員	12			
				主任学芸主事	10			
				社会教育主事	9			
				監査員	8			
				学科主任	7			
				文化財保護主事	6			
				その他	17			
				計	1,623			

5 級	課長補佐の職務	682	9.7	主査	498	1,898	26.9	課長補佐級
				学校主査	41			
				課長補佐	35			
				指導主事	16			
				検査監	8			
				土木事務所・工事事務所の課長	6			
				室長補佐	6			
				管理主事	5			
				その他	67			
				計	682			
6 級	1 困難な業務を処理する 課長補佐の職務 2 副参事又は技佐の職務	1,413	20.0	課長補佐	214	1,898	26.9	課長補佐級
				主査	216			
				指導主事	145			
				課長補佐（総括）	83			
				学校主査	57			
				農林事務所の課長	53			
				土木事務所・工事事務所の課長	35			
				室長補佐	34			
				社会教育主事	33			
				管理主事	27			
				検査監	22			
				事務室長	21			
				会計課長	21			
				県税事務所の課長	20			
				農業改良普及センターの課長	19			
				課長補佐（技術総括）	17			
				文化財保護主事	16			
				土木事務所・工事事務所の次長	13			
				グループリーダー	8			
				港湾事務所の課長	7			
				保健所の課長	6			
				児童相談所の課長	6			
				図書館・美術館・博物館の課長	5			
				首席学芸主事	5			
				その他（課長補佐級）	133			
				副参事	105			
				技佐	40			
本庁の室長	7							
農業改良普及センター長	6							
その他（課長級）	39							
計	1,413							

7 級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を処理する副参事又は技佐の職務	303	4.3	本庁の課長	77	500	7.1	課長級
				副参事	57			
				本庁の室長	31			
				技佐	12			
				企画監	10			
				土木事務所・工事事務所長	7			
				農林事務所の部門長	7			
				チームリーダー	7			
				本庁の課長（教育庁）	6			
				県民センターの課長	5			
				教育事務所長	5			
				農林事務所の次長	5			
				その他	74			
計	303							
8 級	本庁の部の次長の職務	62	0.9	参事	16	69	1.0	次長級
				本庁の次長	13			
				技監	7			
				農林事務所長	4			
				県民センター長	2			
				調整監	1			
				水戸県税事務所長	1			
				出資団体指導監	1			
				農業大学校長	1			
				子ども政策局長	1			
				知事公室長	1			
				東京渉外局長	1			
				地域支援監	1			
				都市局長	1			
				県北振興局長	1			
				水戸土木事務所長	1			
				土浦土木事務所長	1			
				技術振興局長	1			
				自治研修所長	1			
				技監（総括）	1			
				医療大学事務局長	1			
				本庁の部長（教育庁）	1			
				農地局長	1			
オリンピック・パラリンピック監	1							
霞ヶ浦浄化対策監	1							
計	62							

9 級	1 本庁の部長の職務 2 本庁の部の困難な業務を 処理する次長の職務	29	0.4	本庁の次長	3	22	0.3	部 長 級
				教育研修センター所長	1			
				議会事務局の次長	1			
				交通局長	1			
				港湾振興監	1			
				本庁の部長	10			
				理事	4			
				会計管理者	1			
				人事委員会事務局長	1			
				労働委員会事務局長	1			
				福祉担当部長	1			
				国体・障害者スポーツ大会局長	1			
				監査委員会事務局長	1			
				議会事務局長	1			
農業総合センター長	1							
	計	29						
合計		7,059	100.0					

備考

- 「本庁」とは、茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）第2条に規定する部その他人事委員会規則で定める組織又は職をいう。
- 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。
- 級別及び職制上の段階別の人数割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある（他の表において同じ）。

2 公安職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	巡査の職務	306	6.3	巡査	306	3,042	63.0	役付以外
				計	306			
2 級	困難な業務を処理する巡査の職務	766	15.9	巡査	520			
				巡査長	242			
				その他	4			
				計	766			
3 級	1 巡査部長の職務 2 特に困難な業務を処理する 巡査の職務	570	11.8	巡査長	386			
				巡査部長	169			
				巡査	12			
				その他（係長級）	3			
計	570							
4 級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する 巡査部長の職務	1,743	36.1	巡査部長	1,137			
				巡査長	266			
				係長	337			
				警察署の課長（課長補佐級）	3			
計	1,743							
5 級	困難な業務を処理する係長の職務	880	18.2	係長	860			
				警察署の課長（係長級）	9			
				警察署の課長（課長補佐級）	10			
				本庁の課長（課長級）	1			
計	880							
6 級	1 専門官の職務 2 課長補佐の職務	189	3.9	専門官	109			
				警察署の課長（係長級）	3			
				警察署の課長	68			
				課長補佐	7			
その他（課長補佐級）	2							
計	189							
7 級	1 困難な業務を処理する 課長補佐の職務 2 課長代理の職務 3 管理官等の職務	240	5.0	課長補佐	112			
				警察署の課長	76			
				課長代理	13			
				検視官	6			
				副隊長	5			
				中隊長	5			
				その他（課長補佐級）	8			
その他（課長級）	15							
計	240							

8 級	1 困難な業務を処理する 管理官等の職務 2 本庁の課長の職務	102	2. 1	警察署の副署長	26	133	2. 8	課長級
				管理官	20			
				警察署長	15			
				本庁の課長	11			
				理事官	6			
				総括理事官	6			
				隊長	5			
				その他（課長級）	13			
計	102							
9 級	1 本庁の困難な業務を 処理する課長の職務 2 参事官の職務 3 部長の職務	30	0. 6	警察署長	10	15	0. 3	部長級
				本庁の課長	5			
				参事官	11			
				警察署長	2			
				人身安全対策統括官	1			
				組織犯罪対策統括官	1			
計	30							
合計		4, 826	100. 0					

備考

- 1 「本庁」とは、茨城県警察本部内部組織に関する条例（昭和51年茨城県条例第33号）第2条に規定する部をいう。
- 2 一の職が2又は3の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 3 職名及び人数には再任用職員分を含む。

3 海事職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	船舶(甲),船舶(乙)又は船舶(丙)の定型的な業務を行う航海士,機関士又は通信士(以下「航海士等」という。)の職務	0	0.0		計	0	13	50.0	役付以外
2級	船舶(甲),船舶(乙)又は船舶(丙)の相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士等の職務	0	0.0		計	0			
3級	1 船舶(甲)の1等航海士,1等機関士又は通信長(以下「1等航海士等」という。)の職務 2 船舶(乙)又は船舶(丙)の船長又は機関長(以下「船長等」という。)の職務 3 船舶(甲),船舶(乙)又は船舶(丙)の特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士等の職務	18	69.2	航海士	5	10	38.5	係長級	
				機関士	5				
				その他(役付以外)	3				
				その他(係長級)	5				
					計	18			
4級	1 船舶(甲)の相当困難な業務を処理する1等航海士等の職務 2 船舶(乙)の相当困難な業務を処理する船長等の職務	6	23.1	航海士	1				
				その他(係長級)	4				
				その他(課長補佐級)	1				
					計	6			
5級	船舶(甲)の船長等の職務	1	3.8	船長	1	3	11.5	課長補佐級	
					計				1
6級	船舶(甲)の困難な業務を処理する船長等の職務	1	3.8	機関長	1				
					計				1
合計		26	100.0						

備考

- 「船舶(甲)」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数200トン以上500トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数300トン以上1,000トン未満の船舶をいう。
- 「船舶(乙)」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数50トン以上200トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数50トン以上300トン未満の船舶をいう。
- 「船舶(丙)」とは、船舶(甲),船舶(乙),遠洋区域を航行区域とする総トン数500トン以上の船舶及び近海区域を航行区域とする総トン数1,000トン以上の船舶以外の船舶をいう。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和58年政令第13号)の規定による甲区域内において従業する漁船は遠洋区域を航行区域とする船舶として取り扱い,同令の規定による乙区域内において従業する漁船は近海区域を航行区域とする船舶として取り扱うものとする。
- 一の職が2又は3の級に掲げられている職で,上位の級にあたる職員の職務については,より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

4 教育職給料表（一）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	大学の助教又は助手の職務	29	27.6	助教	29	29	27.6	役付 以外
				計	29			
2 級	大学の講師の職務	12	11.4	講師	12	12	11.4	係長 級
				計	12			
3 級	大学の准教授の職務	27	25.7	准教授	27	27	25.7	課長 補佐 級
				計	27			
4 級	大学の教授の職務	37	35.2	教授	37	37	35.2	課長 級
				計	37			
合計		105	100.0					

5 教育職給料表（二）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の講師，助教諭，養護助教諭，実習助手又は寄宿舎指導員の職務	1,159	15.7	講師	777	1,159	15.7	講師級
				実習助手	262			
				寄宿舎指導員	96			
				養護助教諭	23			
				その他	1			
				計	1,159			
2 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の教諭，養護教諭，栄養教諭又は困難な業務を処理する実習助手若しくは寄宿舎指導員の職務	5,934	80.2	教諭	5,631	5,934	80.2	教諭級
				養護教諭	133			
				実習助手	87			
				栄養教諭	19			
				寄宿舎指導員	6			
				その他	58			
計	5,934							
3 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	185	2.5	教頭	160	185	2.5	教頭級
				副校長	20			
				その他	5			
				計	185			
4 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	121	1.6	校長	121	121	1.6	校長級
				計	121			
合計		7,399	100.0					

備考

職名及び人数には再任用職員分を含む。

6 教育職給料表（三）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	小学校，中学校若しくは義務教育学校の講師，助教諭若しくは養護助教諭又は中等教育学校の講師若しくは助教諭の職務	1,681	10.7	講師	1,577	1,681	10.7	講師級
				養護助教諭	104			
				計	1,681			
2 級	小学校，中学校若しくは義務教育学校の教諭，養護教諭若しくは栄養教諭又は中等教育学校の教諭の職務	12,477	79.8	教諭	11,588	12,477	79.8	教諭級
				養護教諭	671			
				栄養教諭	141			
				その他	77			
計	12,477							
3 級	小学校，中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	783	5.0	教頭	739	783	5.0	教頭級
				副校長	29			
				その他	15			
計	783							
4 級	小学校，中学校又は義務教育学校の校長の職務	701	4.5	校長	689	701	4.5	校長級
				その他	12			
				計	701			
合計		15,642	100.0					

備考

職名及び人数には再任用職員分を含む。

7 研究職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階						
		(人)	(%)	職名	(人)	(%)	段階					
1級	定型的な業務を行う技師の職務	0	0.0									
				計	0							
2級	1 相当高度の知識又は経験を 必要とする業務を行う技師 の職務 2 主任の職務	146	52.9	技師	80	146	52.9	役付 以外				
				主任	66							
				計	146							
3級	1 試験研究機関（規模の 大きい試験研究機関を 除く。）の長の職務 2 試験研究機関の部長の職務	89	32.2	主任研究員	41	70	25.4	係長 級				
				農業総合センターの室長	11							
				産業技術イノベーションセンターのグループ長	5							
								その他（係長級）	13			
								首席研究員	12			
								鑑定官	6			
								その他（課長補佐級）	1			
				計	89	44	15.9	課長 補佐 級				
4級	1 規模の大きい試験研究 機関の長の職務 2 試験研究機関（規模の 大きい試験研究機関を 除く。）の困難な業務を 処理する長の職務	39	14.1	首席研究員	9	14	5.1	課長 級				
				研究調整監	8							
				その他（課長補佐級）	8							
								その他（課長級）	14			
				計	39							
5級	規模の大きい試験研究機関の困 難な業務を処理する長の職務	2	0.7	産業技術イノベーションセンター長	1	2	0.7	次長 級				
				畜産センター長	1							
				計	2							
合計		276	100.0									

備考

- 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。

8 医療職給料表（一）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医療業務を行う医師又は歯科医師の職務	10	26.3	技師	10	26	68.4	役付以外
				計	10			
2 級	1 保健所の課長の職務 2 精神保健福祉センターの 部長の職務 3 相当高度の知識又は経験に 基づき困難な医療業務を行う 医師又は歯科医師の職務	16	42.1	技師	16	5	13.2	課長級
				計	16			
3 級	1 保健所（規模の大きい保健所 を除く。）長の職務 2 精神保健福祉センターの 長の職務 3 保健所の困難な業務を処理 する課長の職務 4 精神保健福祉センターの困難な 業務を処理する部長の職務	0	0.0			7	18.4	次長級
				計	0			
4 級	1 規模の大きい保健所の長の 職務 2 保健所（規模の大きい 保健所を除く。）の困難な 業務を処理する長の職務 3 精神保健福祉センターの 困難な業務を処理する長の 職務	12	31.6	精神保健福祉センター長	1	12		
				その他（課長級）	4			
				保健所長	4			
				技監	3			
	計	12						
合計		38	100.0					

備考

一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

9 医療職給料表（二）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う技師の業務	7	2.3	技師	7	212	68.6	役付以外
				計	7			
2級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	65	21.0	技師	65	212	68.6	役付以外
				計	65			
3級	1 主任の職務 2 特に高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	126	40.8	主任	64	212	68.6	役付以外
				技師	62			
				計	126			
4級	1 困難な業務を処理する主任の職務 2 係長又は副科長の職務	26	8.4	主任	14	48	15.5	係長級
				係長	8			
				その他（係長級）	4			
				計	26			
5級	1 困難な業務を処理する係長又は副科長の職務 2 出先機関の課長又は科長の職務	26	8.4	係長	13	48	15.5	係長級
				専門員	6			
				その他	7			
				計	26			
6級	1 規模の大きい出先機関の次長の職務 2 規模の大きい出先機関の困難な業務を処理する課長又は科長の職務 3 出先機関の困難な業務を処理する課長又は科長（2に掲げる課長又は科長を除く。）の職務	47	15.2	家畜保健衛生所の課長	6	40	12.9	課長補佐級
				その他（係長級）	4			
				保健所の課長	12			
				食肉衛生検査所の課長	6			
				防疫主査	5			
				その他（課長補佐級）	14			
				計	47			
7級	1 規模の大きい出先機関の困難な業務を処理する次長の職務 2 規模の大きい出先機関の特に困難な業務を処理する課長又は科長の職務 3 出先機関の長の職務	12	3.9	保健所の次長	2	9	2.9	課長級
				その他（課長補佐級）	1			
				家畜保健衛生所長	4			
				その他（課長級）	5			
				計	12			
合計		309	100.0					

備考

- 「出先機関」とは、茨城県行政組織条例第3章に規定する行政機関等その他人事委員会規則で定める組織をいう。
- 一の職が2又は3の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。

10 医療職給料表（三）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	准看護師の職務	0	0.0					
				計	0			
2 級	1 保健師、助産師又は 看護師の職務 2 高度の技術又は経験を 必要とする准看護師の職務	28	13.4	保健師	18			
				看護師	10			
				計	28			
3 級	1 主任の職務 2 特に高度の技術又は経験を 必要とする看護師の職務	91	43.5	主任	58	145	69.4	役付 以外
				看護師	20			
				保健師	12			
				その他	1			
				計	91			
4 級	1 困難な業務を処理する主任 の職務 2 係長の職務 3 副看護師長の職務	29	13.9	主任	26			
				その他（係長級）	3			
				計	29			
5 級	1 困難な業務を処理する 係長の職務 2 副看護部長、看護師長又は 教務主任の職務 3 保健所の課長の職務 4 困難な業務を処理する 副看護師長の職務	39	18.7	係長	16	32	15.3	係長 級
				講師	7			
				その他（係長級）	6			
				保健指導主査	5			
				その他（課長補佐級）	5			
				計	39			
						30	14.4	課長 補佐 級
6 級	1 保健所の困難な業務を 処理する課長の職務 2 総看護師長の職務 3 教頭の職務 4 困難な業務を処理する 副看護部長、看護師長又は 教務主任の職務	22	10.5	保健所の課長	9			
				その他（課長補佐級）	11			
				その他（課長級）	2			
				計	22			
						2	1.0	課長 級
	合計	209	100.0					

備考

一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

11 福祉職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事又は 技師の職務	5	11.1	技師	5	23	51.1	役付 以外
				計	5			
2級	1 主任の職務 2 相当高度の知識又は経験を 必要とする業務を行う主事 又は技師の職務	15	33.3	技師	8	18	40.0	係長 級
				主任	7			
				計	15			
3級	1 困難な業務を処理する 主任の職務 2 係長又は専門員の職務	5	11.1	主任	3	4	8.9	課長 補佐 級
				その他（係長級）	2			
				計	5			
4級	1 困難な業務を処理する 係長又は専門員の職務 2 出先機関の困難な業務を 処理する課長の職務	19	42.2	専門員	15	19	8.9	
				その他（係長級）	1			
				その他（課長補佐級）	3			
				計	19			
5級	出先機関の特に困難な業務を 処理する課長の職務	1	2.2	主査	1	1		
				計	1			
合計		45	100.0					

備考

- 「出先機関」とは、茨城県行政組織条例第3章に規定する行政機関等その他人事委員会規則で定める組織をいう。
- 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。

12 現業職給料表（一）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	技術員の職務	42	16.1	技術員	42	261	100.0	役付以外
				計	42			
2 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員の職務	1	0.4	技術員	1			
				計	1			
3 級	副技師の職務	72	27.6	副技師	72			
				計	72			
4 級	技師の職務	62	23.8	技師	61			
				その他	1			
				計	62			
5 級	困難な業務を処理する技師の職務	84	32.2	技師	83			
				その他	1			
				計	84			
合計		261	100.0					

備考

職名及び人数には再任用職員分を含む。

13 現業職給料表（二）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1 級	技術員の職務	4	22.2	技術員	4	18	100.0	役付 以外			
				計	4						
2 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員の職務	9	50.0	技術員	9						
				計	9						
3 級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員の職務	3	16.7	技術員	3						
				計	3						
4 級	技師の職務	2	11.1	技師	2						
				計	2						
合計		18	100.0								

備考

職名及び人数には再任用職員分を含む。

14 特定任期付職員給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する業務	0	0.0		0	0	0.0	役付以外
				計	0			
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な業務	0	0.0		0	0	0.0	課長級
				計	0			
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務	1	25.0	防災・危機管理専門監	1	1	25.0	課長級
				計	1			
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務	1	25.0	首席審理員	1	1	25.0	次長・部長級
				計	1			
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務で重要なもの	2	50.0	技監 情報化統括監	1 1	2	50.0	次長・部長級
				計	2			
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難な業務で重要なもの	0	0.0		0	0	0.0	次長・部長級
				計	0			
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難な業務で特に重要なもの	0	0.0		0	0	0.0	次長・部長級
				計	0			
合計		4	100.0					

15 第2号任期付研究員給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	博士課程修了直後の者の有する程度 の専門的な知識経験を有する者が当 該知識経験に基づき研究を独立して 行う研究員の職務	6	100.0	技師	6	6	100.0	
				計	6			
2号給	博士課程終了後,特別研究員制度(特別の法 律により設立された法人等によって運営さ れ,主として博士課程を修了した優れた研究 者に国立試験研究機関等において研究する 機会を提供することを内容とする制度をい う。)等により数年にわたり研究に従事し たことのある者の有する程度の専門的な知 識経験を有する者が当該知識経験に基づき 研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0			0	0.0	役付以外
				計	0			
3号給	博士課程終了後,相当の期間にわたり 研究に従事したことのある者の有 する程度の専門的な知識経験を有す る者が当該知識経験に基づき困難な 研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
合計		6	100.0					

16 任期付職員行政職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	33	68.8	主事	33	48	100.0	役付以外
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	15	31.3	主事	15			
3級	1 主任の職務 2 係長の職務	0	0.0		計 0	0	0.0	係長級
4級	困難な業務を処理する係長の職務	0	0.0		計 0			
5級	課長補佐の職務	0	0.0		計 0	0	0.0	課長補佐・課長級
6級	1 困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 副参事又は技佐の職務	0	0.0		計 0			
7級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を処理する副参事又は技佐の職務	0	0.0		計 0	0	0.0	
8級	本庁の部の次長の職務	0	0.0		計 0	0	0.0	次長・部長級
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁の部の困難な業務を処理する次長の職務	0	0.0		計 0			
合計		48	100.0					

17 任期付職員教育職（一）給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	1	100.0	主事	1	1	100.0	役付以外
2 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の教諭，養護教諭，栄養教諭又は困難な業務を処理する実習助手若しくは寄宿舎指導員の職務	0	0.0			0	0.0	教諭級
				計	0			
3 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	0	0.0			0	0.0	教頭級
				計	0			
4 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	0	0.0			0	0.0	校長級
				計	0			
	合計	1	100.0					